

KLI Marine Journal

2022
5月

発行日：2022年5月9日
発行者：兼松ロジスティクスアンドインシュアランス株式会社 保険事業部
電話：03-4214-3953

ロシアによるウクライナへの侵攻（2022年2月24日）は決定的な勝敗による終結や停戦合意がないまま2か月以上の時が経ち、今後も長期化する可能性が指摘されています。かかる状況のもと、外航貨物海上保険における戦争・ストライキ等危険、国際社会による経済制裁の取扱いについて解説します。

外航貨物海上保険における戦争危険・ストライキ等危険

現在、最も広く普及している2009年に制定された協会戦争約款(INSTITUTE WAR CLAUSES (CARGO))、協会ストライキ約款(INSTITUTE STRIKES CLAUSES (CARGO))における担保危険、保険期間について解説します。

1. 戦争危険・ストライキ等危険

外航貨物海上保険は、ロンドン国際保険引受協会が制定した協会約款に従って補償されます。海上危険については通常、2009年協会貨物約款、戦争・ストライキ危険については2009年協会戦争約款、2009年協会ストライキ約款にて補償されます（戦争・ストライキ危険については、海上危険において免責危険として除外されていますが、協会戦争約款、協会ストライキ約款により、復活担保されます。）

①戦争危険

一般的に国際法における戦争は「国際法の認める範囲で行われる国と国との力による闘争状態」と定義されていますが、外航貨物海上保険における戦争の概念は国際法の概念よりも広いと言われており、宣戦の有無を問わず、社会通念上、戦争と認められる事象を含み、内乱、謀反、武力による革命など、組織的な武力による国権との抗争も含まれます。戦争危険とは上記の状態において行われる戦闘行為、捕獲、拿捕、抑留、抑止を指します。

②ストライキ等危険

ストライキ等危険とは、通常、S.R.C.C.リスク（Strikes Riots Civil Commotionsの略称）とも呼ばれ、ストライキや暴動による損害に加えて、今日、リスクが高まっているテロ危険についてもストライキ等危険に含まれます。

2. 戦争危険の担保内容

協会戦争約款において補償される主な危険は以下のとおりです。

①War（戦争）

宣戦の有無に拘わらず、または武力行使の合法性に拘わらず、二国以上の国家間の実質的な交戦状態を指します。

②Civil War（内戦）

同一国内の組織間の交戦を指します。（政府と反政府による闘争など）

③敵対勢力による、もしくは敵対勢力に対する一切の敵対的行為

国家や反体制組織またはこれらの関係者による敵対的な行為、破壊行為などを指します。

④捕獲・拿捕（Capture, Seizure）

捕獲は一定の条件のもと敵国や中立国の貨物を没収する国際法上の行為を指します。

拿捕は適法か否かを問わず、貨物を実力により占有する行為を指します。

3. 戦争危険における保険期間

外航貨物海上保険において、海上危険・ストライキ等危険については、保険証券記載の仕出地の倉庫・その他の保管場所において輸送の目的をもって初めて動かされたとき(first moved) から開始し、証券記載の仕向地にある最終倉庫・その他の保管場所において荷卸しが完了したとき(completion of unloading) に終了します。

一方、戦争危険については、**貨物が本船に積込まれたときから開始し、本船から荷卸しされたとき（または、荷卸港到着から15日経過したときいずれか早い時）に終了します。海上貨物の場合には貨物が海上にある間、航空貨物の場合には、航空機に積載している間のみを補償し、陸上にある間は補償されません。**

4. 戦争危険・ストライキ等危険の危険変更による解約

外航貨物海上保険において、継続的、反復的に保険の申込が行われる場合、保険会社と「包括予定保険契約(Open Policy)」を締結することが一般的ですが、戦争危険・ストライキなど危険が著しく変更する場合は、事前の通知により戦争危険・ストライキ等危険を解約することが可能な約款 (Institute War Cancellation Clause, Strikes Cancellation Clause) が包括予定保険契約に挿入されています。Institute War Cancellation Clause, Strikes Cancellation Clauseの内容は以下のとおりです。

戦争危険、ストライキ等危険について、保険会社から被保険者へ通知を行うことにより解約することが可能であり、通知から7日後より発効となりますが、発効日より前に危険が開始した輸送には適用されません。

ウクライナに対するロシアの侵攻に伴い、海外マーケットにおいてロシアの侵攻後、本特約の適用により戦争危険・ストライキなど危険の引受を停止する動きがありますが、ロシアによる侵攻の長期化により本邦の貨物保険マーケットにおいても、6月以降、ウクライナ、ベラルーシ及びロシア一部地域に限定して戦争危険・ストライキ等危険の引受を見合わせる動きがあります。

5. 戦争危険料率

戦争・ストライキ等危険は世界の政治・社会情勢、地政学的情勢により日々刻々と変化しており、海上危険と戦争・ストライキ等危険では危険の性質が異なります。

このため、外航貨物海上保険においては、海上危険に対する保険料率 (Marine Rate)と戦争・ストライキ等危険に対する保険料率 (War & S.R.C.C. Rate) の二本建ての料率になっています。

また、保険会社から提示される見積書 (Marine Quotation)において、戦争・ストライキ等危険については、“Today’s Rate for your reference” と表記され、実際は危険が開始するときの料率が適用されることを示しています。

戦争・ストライキ等料率については、「平常地域」と「平常地域以外」の二つに大別され、一般的にテロや紛争が発生している国、政情・治安が不安定な国が「平常地域以外」に該当する可能性があります。また、「平常地域以外」の中には「Held Covered」と呼ばれる国が存在し、申込の都度、保険会社内での引受確認が必要となります。

ロシアに対する経済制裁と外航貨物海上保険

上記のとおり、継続的、反復的に保険の引受が行われる場合、保険会社と「包括予定保険契約(Open Policy)」を締結することが一般的ですが、国際社会により経済制裁の対象となる取引については、保険事故が発生しても保険金の支払いを行わないことを明確にする約款 (Sanction Limitation and Exclusion Clause)が包括予定保険契約に挿入されています。

このため、国際社会がロシアに対して課している経済制裁に抵触する取引については保険契約が有効に成立していても、保険事故が発生した場合、本約款により保険金は支払われません。

【参考文献】貨物保険案内（東京海上日動）